違反状況並びに違反品処分表

区分 / 所名	発見月	違反事項	違反月	輸送方法	違反状況	違反品 品目	産地	件数	数量	処分方法
八戸	平成30年4月	法第６条第１項違反 法第７条第１項違反 法第８条第１項違反	平成30年３月	航空貨物	当該物件は、在日米軍教育局が各地の在日米軍基地内にある小学校に理科教材として輸入したものであるが、植物の輸入に際しては検査証明書が必要であること及び植物への有害性が未判定である昆虫は輸入禁止であることを知らずに輸入され、また、輸入港である成田国際空港での輸入検査を受けずに輸送されたものである。 この件については、関係者に対し植物防疫法第６条第１項、法第７条第１項及び法第８条第１項の違反であることを説明し当該物件をオートクレーブ処理したうえで廃棄した。	Elodea(水草)(PC無添付) ワラジムシ（輸入禁止品）	米国 米国	1 1	36 本 300 頭	廃棄 （高圧滅菌）
横浜	平成30年3月	法第７条第１項違反 法第８条第１項違反	平成30年3月	携帯品	当該物件は、国際食品・飲料展での展示用に輸入者が輸入したものであるが、中国産のクルミ核子及びメロン生果実は輸入禁止であることを知らずに輸入され、また、輸入港である成田国際空港での輸入検査を受けずに輸送されたものである。 この件については、関係者に対し植物防疫法第７条第１項及び法第８条第１項の違反であることを説明し当該物件を東京支所に密閉輸送後オートクレーブ処理したうえで廃棄した。	クルミ核子 メロン生果実	中国 中国	1 1	3.0 kg 10.0 kg	廃棄 （高圧滅菌）
横浜	平成30年4月	法第６条第１項違反 法第７条第１項違反 法第８条第１項違反	平成30年３月	貨物	当該物件は、在日米軍教育局が各地の在日米軍基地内にある小学校に理科教材として輸入したものであるが、植物の輸入に際しては検査証明書が必要であること及び植物への有害性が未判定である昆虫は輸入禁止であることを知らずに輸入され、また、輸入港である成田国際空港での輸入検査を受けずに輸送されたものである。 この件については、関係者に対し植物防疫法第６条第１項、法第７条第１項及び法第８条第１項の違反であることを説明し当該物件をオートクレーブ処理したうえで廃棄した。	Elodea(水草)(PC無添付) ワラジムシ（輸入禁止品）	米国 米国	3 5	118 本 1350 頭	廃棄 （高圧滅菌）
横浜	平成30年6月	法第６条第３項違反 法第７条第１項違反	平成30年6月	郵便	当該物件は、土壌が輸入できないものとは知らず、米国軍人（軍属を含む）及びその家族あてに軍事郵便物として輸送され、東京税関立川出張所の検査で発見されたものである。この件については、関係者に対し植物防疫法法第７条第１項の違反であることを説明し当該物件をオートクレーブ処理したうえで廃棄した。	土壌	米国	1	1 kg	廃棄 （高圧滅菌）
横浜	平成30年11月	法第６条第３項違反	平成30年11月	郵便	当該物件は、横田基地が植物の輸入できない場所とは知らず、米国軍人（軍属を含む）及びその家族あてに軍事郵便物として輸送され、東京税関立川出張所の検査で発見されたものである。この件については、関係者に対し植物防疫法第６条第３項の違反であることを説明し当該物件をオートクレーブ処理したうえで廃棄した。	サボテン科生葉 食用豆	米国 米国	1 1	0.5 kg 0.6 kg	廃棄（高圧滅菌） 廃棄（高圧滅菌）
那覇	平成30年10月	法第6条第3項違反	平成30年10月	携帯品	米軍による普天間飛行場への植物の持込み	パイナップル生果実	フィリピン	1	1.1 kg	廃棄 （高圧滅菌）
那覇	平成30年11月	法第6条第3項違反	平成30年11月	携帯品	米軍による普天間飛行場への植物の持込み	なし生果実	フィリピン	1	0.8 kg	廃棄 （高圧滅菌）